イタリアにおける問題点と要望

| | 区分 | 経由団体** | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|--------|--------|-----|--------------------------------------|---|---|---|
| 9 | 税•通関規制 | 時計協時計協 | (1) | 輸入許可 | ・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続) | ・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。 | ・ワシントン条約 |
| 14 | 税制 | 日機輸 | | デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備 | ・OECDをはじめBEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重(または多重)課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業(資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外)であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス(課税の根拠となる結びつき)のある市場国・地域へ配分されることになっている。(継続) | ・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかり確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。 | ・Italian Budget Law 2020 ・BEPS2.0プロジェクト |
| | | 自動部品 | (2) | 法律上の見解の 相違による税務調 査の追徴課税の 懸念 | ・イタリアにおける税務調査で、多額の追加課税を受ける可能性がある。法 律上の見解の違いと言えばそれまでだが、一方的な見解を主張され対応 に困難さを感じる。 | | |
| 16 | | 日機輸日機輸 | (1) | ビザ・居住許可取 得の煩雑・遅延 | ・家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。 (継続) ・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。特に会社から発行する書類への公的認証の取得方法が特殊であり、わかりづらい。 家族帯同をする場合、家族のビザも渡航前に取得する必要があり更に時間がかかる。 (変更) | ・双方の手続きの早期化をして頂きたい。・ビザ発行手続きを簡素化及び迅速化して頂きたい。 | •移民法 |
| | | 日商 | (2) | 労働許可取得手 続の遅延 | ・2022年6月より当社の100%子会社化に伴い、日本人駐在員(合計6名)が派遣されたが、現地赴任に伴う一連の手続きにおいて、労働許可(Nulla Os Osta)の取得に時間を要した(3か月以上)。当社からはイタリアの他の子会社へ駐在員が複数名派遣されているが、人によっては6か月近くを要する等、公私にわたり先の見通しを立てにくい状況があった。 | ・駐在員の円滑な移動や労働環境の早急な整備の観点から、改善を希望する。 | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体** | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|---------------|--------|-----|--------------------------|---|--|--|
| 16 | | 日機輸 | (3) | 社会保障協定の 未発効 | ・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐 在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。 (継続) | ・2国間レベルの社会保障協定の交渉 を、EUレベルの交渉に引き上げる(個 別交渉の必要がなくなる)。 | •International Social Security Agreement |
| 17 | 知的財産制度運用 | 日機輸 | (1) | 私的複製補償金 制度 | ・2014年6月、新補償金政令が発効され、記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ/台もの補償金を課されており、不合理である。 新補償金政令(D.M.30.06.2020)により、TVのコピーライト補償金は4ユーロと確認された。プロフェッショナルユース製品の除外は承認されたが、除外を受けるための手続きが非常に煩雑である。 本件のロビー活動は最近下火であるが、当社は引き続き関連会議に出席している。(継続) | ・現行法は不公平で非合理的ゆえ、修正されるべき。・不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。・特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。 | ·Law 633/1941 & Implementation Decree 30.06.2020 |
| 19 | 安全認証 | 医機連 | (1) | 規格の増加と複雑 化 | ・地域、国によって異なった様々な規格が増えてきている上に複雑化しており、小さい企業では対応しきれなくなってきている。・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打ち切られたものも出てきている。 | ・世界的な規格、法規制の統一化。・世界的な規格、法規制の統一化。 | ·MDR等 |
| | | 時計協 | (2) | 特異な包装規制と EUとの非連携 | ・容器包装の生産者に対するラベル表示義務に対して、イタリア国内法の 為、欧州地域の仕様統一化できず、対応に苦慮している。 (新規) | ・ローカル法規制でなく、EU圏内にて共通で適切な表示規制について統一化をお願いしたい。 | ・立法令116/2020 ・MiTE通達52445/2021 |
| 24 | 法制度の未整備、突然の変更 | 日機輸 | (1) | EU域内における 各国国内法の差 異 | ・EUの一部の加盟国で、包装に関する独自要求を盛り込んだ規制が検討、またはすでに公布されている。特に包装の廃棄に関するラベル表示について、ブルガリアおよびイタリアの場合、EU Decision 97/129/ECで定義される材料コードの表示、フランスの場合Trimanロゴの表示、スペインでは分別情報の表示が義務づけられている。こういった各国での独自の要求は、EU市場の障壁となり、市場に不要な混乱を生じさせる。 | ・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。・また、メーカーが確実に遵守できるよう、対応の猶予期間を十分に設けて頂きたい。 | •Dlgs 152/2006 •Dlgs 116/2020 •Legislation Nr. 69, 21/05/2021 |